

## 質問第10号

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し、平成19年4月6日付け19千教教指令第2号により通知した別表1に掲げる個人情報の開示決定は妥当である。

しかし、同日付け19千教教指令第1号により通知した「平成■年■月■日付け千葉市教育委員会学校教育部教職員課長名で千葉市立○○中学校在籍教諭宛て実施した調査『職場の安全配慮に関する実態調査へのご協力のお願い』に対する教諭（3名）の回答文書」の部分開示決定は、これを取り消し、次に掲げる文書（以下「本件個人情報」という。）を本件開示請求の対象として特定し直した上で、1の文書については別表3に掲げる部分を除き、2の文書については回答内容が記載された部分及び別表2に掲げる部分を除いて開示すべきである。

- 1 平成■年■月■日付け千葉市教育委員会学校教育部教職員課長名で○○中学校在籍教諭等関係者宛て実施した書面調査「職場の安全配慮に関する実態調査へのご協力のお願い」に対する回答文書（以下「書面調査回答文書」という。）
- 2 書面調査回答文書の内容を確認するため、平成■年■月■日から■月■日までの間に、関係者に対して実施した面接方式によるヒアリングの概略を記した聴取記録（以下「関係者聴取記録」という。）
- 3 平成■年■月■日外に延べ6回にわたり、校長に対して実施した面接方式によるヒアリングの概略を記した聴取記録（以下「校長聴取記録」という。）

#### 第2 質問に至る経過

質問に至る経過は、次のとおりである。

##### 1 開示請求

異議申立人は、平成19年2月5日、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定

に基づき、実施機関に対し、平成 ■■ 年 ○月 ○日に自殺した千葉市立○○中学校（以下「A中学校」という。）の教務主任であった○○○○教諭（以下「B教諭」という。）の平成 ■■ 年 ■月 ■日から同年○月○日までの勤務状況及びB教諭に対する○○校長（当時）（以下「C校長」という。）の対応に関するすべての情報（学校、実施機関の調査もすべて含む。）の開示請求を行った。

## 2 部分開示決定及び開示決定

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、開示請求に係る個人情報のうち書面調査回答文書中の3人分の回答文書については条例第15条第3号に該当する情報が含まれているとして部分開示決定を、別表1に掲げる個人情報については開示決定を行い、その旨を平成19年4月6日付け19千教教指令第1号及び第2号により、異議申立て人にそれぞれ通知した。

## 3 異議申立て

異議申立て人は、部分開示決定及び開示決定を不服として、平成19年6月5日付で、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

## 4 諒問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、部分開示決定について平成19年11月9日付け19千教教第333号により本審査会に諮問した。

## 第3 異議申立て人の主張要旨

不服申立て書及び意見書における異議申立て人の主張の要旨は、次のとおりである。

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、B教諭の平成 ■■ 年 ■月 ■日から同年○月○日までの勤務状況及び同教諭に対するC校長の対応に関するすべての情報を開示するとの決定を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

#### （1）請求権の有無について

#### ア 開示請求の対象となる個人情報の特定について

実施機関は、C校長から聴取した内容が記載された公文書並びに実施機関がA中学校在籍職員及び過去にB教諭又はC校長と同一校に在籍したことのある52人に対して行った調査に関する情報が記録された公文書を保有しているのに対して、部分開示決定がなされたのは3人分の回答文書のみであるから、これ以外の公文書については不開示との判断がされたことになる。

#### イ 死者の個人に関する情報の開示請求について

B教諭は死に際し、C校長の行った行為に対する損害賠償請求権を取得していた可能性が極めて高く、その権利は異議申立人らに相続されたため、B教諭の個人情報は「死者から相続した財産に関する情報」及び「死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報」のいずれにも該当する。

また、異議申立人にとって、夫が自殺に追い込まれるまでの経緯・原因についての情報は極めて重大な関心事であることから、B教諭の個人情報は「社会通念上、開示請求者自身の個人情報とみなしえるほど、開示請求者と密接な関係がある情報」に該当する。

したがって、死者の個人情報は原則として開示できないとしても、その例外として実施機関が示している「開示請求者本人の個人情報に該当する場合」に該当するため、B教諭の個人情報は本件開示請求の対象として認められるべきである。

### (2) 不開示とした部分及びその理由等について

#### ア 条例第15条第3号本文該当性

開示を求めている個人情報は、B教諭の個人に関する情報と同一視できる異議申立人の個人情報、又は、B教諭の財産権を相続した異議申立人の個人情報であり、B教諭は「開示請求者以外の個人」には該当しない。

#### イ 条例第15条第3号ただし書イ該当性

B教諭のC校長への関わりは、すべて学校内で職務上なされたことであるから、実施機関が保有する情報が開示されなければ、事実上損害賠償請求を断念せざるを得ないうえ、C校長の不法行為を立証する他の代替資料入手する可能性はほとんどないことを考えれば、開示された場合に異議申立人が受ける利益は極めて重大であるのに対して、開示されないことによる異議申立人以外の者の利益はそれほど重要視されるべきものではない。したがって、異議申立人の利益の方が優越し、「財産を保護するため、開示することが必要」な場合といえ、同号ただし書イに該当する。

#### ウ 条例第15条第3号ただし書ウ該当性

条例第15条第3号ただし書ウが規定されているのは、市の説明責任を果たすため、公務員等の職及び職務遂行の内容については開示する必要性が高いことに基づくものであると考えられる。

実施機関が解釈において除かれると主張している「身分取扱いに係る情報」とは、処分歴、勤務成績等の具体的情報を指すと解釈すべきであり、職務遂行の内容についての生の事実関係は、たとえそこから勤務態度が抽象的に推測されることがあっても、「身分取扱いに係る情報」とはいえず、同号ただし書ウに該当する。

#### エ 条例第15条第7号該当性

条例第15条第7号アは、行政等が外部に行う監査、検査等についての規定であると解釈すべきであるが、本件は、公的な教育機関の内部における調査等であり、同号アに本件を当てはめるのは困難である。

同号オについては、人事管理に関する事務に関しどのような支障を及ぼすのか、何ら具体的な主張がない。

書面調査回答文書及び関係者聴取記録に関しては、供述者の氏名等を匿名とすれば、今後の調査等の実施に際し、「自由な認識、評価を回答者において記載することが抑制され」ることは十分回避される。

さらに、校長聴取記録は、B教諭と2人だけの場面における発言や行動に関する内容が多数含まれており、B教諭が既に死亡している現在、その当時B教諭が置かれていた状況を明らかにするには、C校長の供述をもとに推認せざるを得ず、必要不可欠の資料である。

しかも、C校長がこの間の状況を述べることは、自己に不利益な事実を述べることとなり、赤裸々な心情の吐露などは完全には期待できず、これが開示されるか否かにより、同種事案における同様の立場にある者の供述に大きな差が生ずることは一般的には考えられない。

### 第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

#### 1 本件個人情報作成の経緯、調査方法及び内容

本件個人情報は、B教諭が自殺したこと（以下「本件事案」という。）に関して、その事実を把握・確認するとともに、B教諭の遺族からの公務災害認定請求等にも適切に対応できるようにするために、必要な調査を行い、作成したものである。

平成 ■ 年〇月の本件事案発生から同年 ■ 月末までの間に、C 校長、A 中学校在籍職員（当時）及び過去に B 教諭又は C 校長と同一校に在籍したことがある教職員等延べ 52 人に対し、以下の方法により書面調査及び面接方式によるヒアリングを行った。その結果を記したもののが本件個人情報であり、関係者の所属や氏名、関係者、B 教諭と C 校長との関係や出来事、B 教諭又は C 校長の性格や勤務状況などについて、関係者の経験や認識に基づく事実関係及び各々の調査時点での感情や感想、考え方などの記述が含まれている。

- (1) 書面調査として、回答内容は当該調査の目的以外には一切使用しないことを条件に、質問用紙等を関係者（C 校長を除く。）48 人に配布し、個別に回答を回収した。
- (2) (1) の回答文書の内容を確認等するため、その作成者との面接方式によるヒアリングを実施した。ヒアリングは、回答作成者以外に新たに関係者 4 人に対しても実施している。
- (3) C 校長へのヒアリングを、面接方式により 4 回実施した。

## 2 本件個人情報の特定について

開示請求の対象となる個人情報は、条例において「生存する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とされており、死者の個人に関する情報は開示請求の対象とはならず、死者の配偶者を含め他者が行うことは認められない。

しかし、解釈において、死者に関する情報から生存する特定の個人が識別され、又は識別され得る場合は、保護の対象となることとされ、従前の裁判例を踏まえると、死者の個人に関する情報であっても、次の (1) から (3) までに掲げるよう、同時に開示請求者自身の個人情報に該当する場合であれば、例外的に開示請求が認められる可能性がある。

- (1) 死者から相続した財産に関する情報
- (2) 死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
- (3) 社会通念上、開示請求者自身の個人情報とみなしえるほど、開示請求者と密接な関係がある情報

そこで、本件個人情報について、亡くなった B 教諭の個人に関する情報を配偶者である異議申立人本人の個人情報として開示請求できる場合に該当するか否か検討したところ、本件個人情報は上記 (1) から (3) までのいずれにも該当しないと判断した。

このため、書面調査回答文書中の 3 人分の回答文書を、異議申立人自身の個人情報が記載されている公文書として特定した。

### 3 不開示とした部分及びその理由

#### (1) 不開示とした部分

B教諭の個人に関する情報、C校長の個人情報、その他の教職員等の個人情報及び回答者個々人の感情表現や内心などが含まれた当該回答者の個人情報である。

#### (2) 不開示とした理由

異議申立人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は異議申立人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお異議申立人以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第15条第3号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断した。

なお、異議申立人に対し、既に調査結果等に基づき取りまとめた「千葉市立中学校教諭の自殺に関する調査報告」及び4に後述する書面調査回答文書の一部の情報提供を行っており、また、異議申立人による公務災害認定請求に関連して、地方公務員災害補償基金千葉県支部からの資料提出要請にもこたえていることから、開示請求については、不開示とすることにより保護される異議申立人以外の者の権利利益と、開示とすることにより得られる異議申立人の利益との比較衡量を行った結果、同号ただし書イには該当しないと判断した。

また、1で述べた調査は、正確な事実関係等を把握・確認し、その後の対応を適切に行うことの目的としているため、同号ただし書ウの解釈において除かれている「公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等の職員としての身分取扱いに係る情報など」に類するものであると考えられることから、同号ただし書ウには該当しないと判断した。

### 4 関連する公文書の情報提供

公務災害認定請求を行いたい旨を表明していたB教諭の遺族からの情報提供の求めに対し、条例の枠内では開示請求の対象として特定することができないこと、また、そもそも調査の目的にB教諭の遺族の公務災害認定請求に適切に対応することが含まれていることを踏まえ、本件開示請求とは別に、回答者の了解を経た後、特定の個人を識別することができる部分などを除き、書面調査回答文書の一部を提供している。

### 5 条例第15条第7号該当性

本件個人情報をすべて開示した場合には、回答者が認識、評価した事実が客観的事実情報として取り扱われ、無用な誤解等を生じさせることが懸

念される。また、調査の目的以外には一切使用しないことを条件として調査を実施しておきながら調査内容を開示すると、以降同様の取扱いがなされるとの理解が組織内に形成され、今後、本件調査と同種の調査等の実施に際し、回答者において自由な認識、評価を記載することが抑制され、赤裸々な心情の吐露等を期待し得なくなるおそれがある。

よって、本件個人情報に記録された情報の条例第15条第7号ア及びオへの該当について、なお検討する必要がある。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件異議申立てに係る個人情報並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

### 1 個人情報保護制度の趣旨について

個人情報保護制度は、自分の情報が予期しない形で収集、蓄積又は利用されているのではないか、誤った不完全な情報が広く利用されているのではないかなどの市民の不安感を取り除くとともに、プライバシーその他の個人の権利利益の侵害を未然に防止するための基準や手続を定めた制度である。

条例は、第1条で、千葉市が保有する個人情報について、収集、管理及び利用等の体系的かつ適正な保護措置を講ずるとともに、本人に対し開示等の請求権を保障することにより、公正で信頼される市政の推進を図りつつ、個人の権利利益を保護するとしている。そして、第13条で、具体的に、何人にも実施機関が保有する自己情報の開示を請求する権利を認めている。

しかしながら、実施機関が保有する個人情報には、開示請求者以外の個人（以下「第三者」という。）に関するもの、法人その他の団体の正当な権利利益を侵害する可能性のあるもの、あるいは市政の公正かつ適正な運営の確保等の公共の利益に支障を生ずるものなどが存在するので、条例は、第15条各号で不開示情報を限定的に列挙して、請求者の権利と第三者の権利利益さらには公益との調整を求めている。

また、開示しないことの正当性については、類型化された適用除外事項として画一的な判断を下すことなく、あくまでも個別具体的な、慎重な判断を行うものとされている。

### 2 異議申立てに係る公文書について

本件開示請求の対象となった個人情報は、B教諭の平成18年4月1日から〇月〇日までの勤務状況及びB教諭に対するC校長の対応に関するすべての情報である。

本件事案に関して実施した調査により作成された公文書は、本件個人情報であることを実施機関が理由説明書で明らかにしているが、これとは別に審査会の調査審議の過程において、実施機関がC校長に対して追加で2回の聴取を行っており、この記録があることが判明した（したがって、「第3 異議申立人の主張要旨」、「第4 実施機関の説明要旨」及び「第5 審査会の判断」におけるこれまでの記載にある「本件個人情報」又は「校長聴取記録」には、当該追加聴取に関して作成された文書は含まれていない。）。

なお、諮問は部分開示決定についてなされているが、本件開示請求に対して実施機関が同時に行つた開示決定とは事実上一体として判断されており、さらに、本件開示請求の対象の特定が本件異議申立ての争点の1つであると認められるため、開示決定についても検討することとする。しかし、異議申立人の主張及び実施機関の説明から、別表1に掲げる個人情報については争いがなく、開示決定については妥当であったと認められることから、以下においては、C校長に対する2回の追加聴取に関して作成された文書を含む本件個人情報に係る開示請求権の有無等について検討する。

### 3 開示請求権の有無について

#### （1）条例第2条第1号及び第13条第1項の趣旨及び解釈

条例第2条第1号は、条例の保護対象となる個人情報について、生存する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものというと定義したものである。ただし、死者に関する情報から、血縁者等の生存する特定の個人が識別され、又はされ得る場合は、血縁者等自身の個人情報として保護の対象となる。

また、条例第13条第1項は、何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求をする権利を有することを定めたものである。

ここでいう「自己に関する個人情報」について、条例第2条第1号の解釈と合わせて考えると、開示請求者自身の個人情報のみならず、死者に関する情報が、その血縁者等自身の個人情報として、開示請求の対象となり得る場合がある。

#### （2）本件開示請求の対象となる個人情報の特定について

本件個人情報は、B教諭の自殺に関連して行われた調査により作成されたものであり、異議申立人に関する記載がある部分を除き、異議申立人自身の個人情報であるとは認められないため、原則として開示請求の対象とはならない。

しかし、異議申立人はB教諭の配偶者であり、そのB教諭が自殺するに至ったという結果の重大性を考慮するとともに、本件個人情報には、B教諭が自殺に至るまでの経緯、原因が記載されていると推認できることを社会通念に照らして考え合わせると、本件個人情報は、異議申立人に密接な関連があると認められる。

また、既に実施機関が情報提供等を行ってきている経緯があることを踏まえ、異議申立人がB教諭の相続人であることを前提として検討すると、仮にC校長のB教諭に対する対応が不法行為を構成した場合には、異議申立人は、C校長が行った行為に対するB教諭の損害賠償請求権を承継する者に該当することから、本件個人情報は、当該請求権の存否を確認するためにも必要なものであると認められる。

したがって、実施機関は、本件個人情報を本件開示請求の対象として特定すべきである。

なお、本件については、書面調査回答文書の一部について実施機関が異議申立人に写しを提供しているという事情があり、部分開示決定において開示した部分と同様に、当該提供を行った部分についても不開示とする理由はない。そこで、本件個人情報のうち、開示又は提供のいずれも行っていない部分について、条例第15条のうち該当する可能性のある各号の不開示情報該当性について、さらに検討することとする。

#### 4 条例第15条第3号該当性について

##### (1) 本号の趣旨及び解釈

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

ただし、これに該当する情報であっても、次に掲げる情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいことから、同号ただし書により、本号の不開示情報から除かれている。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 本号該当性について

書面調査回答文書及び関係者聴取記録のうち、異議申立人以外の者の氏名、職名、性別、年齢、担当教科、担当学級、教歴、A中学校在籍年数、担当校務、担当部活動、調査対象者とB教諭若しくはC校長との重複在籍年数、調査日時、調査場所、A中学校以外の所属校を特定することができる情報又は調査対象者の回答内容が記載された部分は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報又は異議申立人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお異議申立人以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、本号本文に該当する。

さらに、校長聴取記録については、C校長という特定の個人の聴取記録であることが既に識別されており、全体として本号本文に該当する。

そこで、以下において、本件個人情報のうち本号本文に該当する部分について、ただし書該当性を検討する。

ア 本号ただし書イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は、不開示情報に該当せず、開示義務があることを定めたものであり、不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、財産等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。

書面調査回答文書及び関係者聴取記録のうち、B教諭の個人に関する情報が記載されている部分は、異議申立人の損害賠償請求権の存否の基礎となる、C校長のB教諭に対する不法行為の成否に関する重要な事実や評価に関する情報が含まれており、開示することにより保護される異議申立人の利益が、不開示とすることにより保護される異議申立人以外の個人の利益を上回ると認められるため、本号ただし書イに該当する。ただし、回答内容が記載された部分は、条例第15条第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。その理由は5(2)において後述する。

また、書面調査回答文書及び関係者聴取記録のうち別表2に掲げる

部分は、C校長のB教諭に対する行為が不法行為を構成するか否かの判断に直結するものではないことから、不開示とすることにより保護される異議申立人以外の個人の利益は、開示することにより保護される異議申立人の利益を上回ると認められるため、本号ただし書イには該当しない。

一方、校長聴取記録には、B教諭若しくはC校長の性格や勤務状況又はB教諭とC校長との間にあった出来事であって、異議申立人の損害賠償請求権の存否に密接な関連を有すると思われる情報が記載されており、異議申立人の損害賠償請求権としての財産権を保護するための必要性が認められる。しかし、C校長という特定の個人の聴取記録であることが既に識別されており、開示されることにより保護される異議申立人の利益が、不開示とされることにより保護されるC校長の利益を上回るとは認められず、本号ただし書イには該当しない。

イ 本号ただし書ウは、公務員等の職及び職務の遂行に関する情報は、不開示情報から除いているものである。

本号ただし書ウに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が実施機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味し、不開示情報から除かれる「当該職務遂行の内容に係る部分」とは、公文書の中で、公務員等が、担当する職務を遂行するに当たって作成した部分といえる。

第4の1で実施機関が述べている調査は、A中学校の人事・服務管理等を適切に執行することを目的の一つとしているものと認められ、この調査に基づき作成された本件個人情報は、勤務態度、勤務成績等の職員としての身分取扱いに係る情報に該当し、職務の遂行に係る情報から除かれることから、本号ただし書ウには該当しない。

したがって、書面調査回答文書及び関係者聴取記録のうち別表2に掲げる部分並びに校長聴取記録は、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

## 5 条例第15条第7号該当性について

### (1) 本号の趣旨及び解釈

本号は、市等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

市等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏し

い。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを本号では「次に掲げるおそれ」としてアからカまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定しているものである。

## (2) 本号該当性について

実施機関は、本件個人情報が本号に該当する可能性を示唆している。

仮に、書面調査回答文書及び関係者聴取記録から、異議申立人以外の特定の個人を識別できる部分及びC校長のB教諭に対する不法行為の成否には関連しない部分を除いたとしても、回答内容が記載された部分を開示した場合には、実施機関の示すとおり、同種の調査を行う際に赤裸々な心情の吐露等が期待し得なくなるなど、今後実施機関が行う同種の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、書面調査回答文書及び関係者聴取記録のうち、回答内容が記載された部分は本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

## 6 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### <参考>

#### 答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成19年11月12日	諮詢書を受理
平成19年12月10日	実施機関から理由説明書を受理
平成20年1月25日	異議申立人から意見書を受理
平成20年4月22日	審議（第65回審査会）
平成20年6月3日	審議（第66回審査会）
平成20年7月3日	審議（第67回審査会）
平成20年8月27日	審議（第68回審査会）
平成20年10月15日	審議（第69回審査会）
平成20年11月5日	審議（第70回審査会）
平成20年12月10日	審議（第71回審査会）
平成21年1月26日	審議（第72回審査会）

別表1 開示決定した公文書

1	平成 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日付け〇〇〇〇氏発千葉市教育委員会宛て依頼文書
2	平成 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日付け〇〇〇〇氏発千葉市教育委員会委員長竹蓋幸生宛て「故〇〇〇〇の死因の調査依頼について」
3	平成 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日付け〇〇〇〇氏発千葉市教育委員会教育長飯森幸弘宛て「故〇〇〇〇の死因の調査依頼について」
4	平成 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日付け〇〇〇〇他発千葉市教育委員会教育長飯森幸弘宛て「通知書」
5	平成 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日付け〇〇〇〇他発千葉市教育委員会宛て「通知書」
6	平成 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日付け「公務災害認定請求書」(添付の資料含む。)

別表2 第3号の規定に該当し不開示とすべき部分

1	異議申立人又はB教諭以外の者の氏名
2	B教諭以外の者の職名、性別、年齢、担当教科、担当学級、教歴、A中学校在籍年数、担当校務又は担当部活動
3	調査対象者とB教諭又はC校長との重複在籍年数
4	調査日時及び調査場所
5	A中学校以外の所属校を特定することができる情報

別表3 書面調査回答文書のうち回答内容が記載された部分及び別表2に掲げる部分。ただし、部分開示決定において開示した部分及び本件開示請求に対する措置とは別に行われた情報提供において異議申立人に写しを提供した部分を除く（ページ数の記載は、実施機関から提出された順序に基づき、審査会において付番したものである。）。

行 数	不開示が妥当である部分
1	3行目8文字目から11文字目まで及び17文字目から20文字目までの記載
3	1行目1文字目から4文字目まで並びに7行目12文字目から13文字目まで、11行目4文字目から11文字目まで及び21文字目から22文字目までの記載
4	14行目22文字目から23文字目まで、16行目2文字目から8文字目まで、18行目8文字目から9文字目まで及び24文字目から25文字目まで、20行目26文字目から27文字目まで、22行目3文字目から4文字目まで、23行目8文字目から9文字目まで、33行目10

	文字目から 13 文字目まで及び 15 文字目から 16 文字目まで並びに 3 8 行目 26 文字目から 27 文字目までの記載
5	23 行目 17 文字目から 18 文字目までの記載
6	17 行目 6 文字目から 7 文字目まで、 18 行目 2 文字目から 3 文字目ま で、 20 行目 13 文字目から 14 文字目まで、 37 行目 2 文字目から 3 文字目まで及び 39 行目 1 文字目から 2 文字目までの記載
7	4 行目 19 文字目から 20 文字目まで、 8 行目 33 文字目から 9 行目 1 文字目まで、 26 行目 24 文字目から 25 文字目まで、 31 行目 16 文 字目から 17 文字目まで及び 32 行目 12 文字目から 13 文字目までの 記載
8	3 行目 4 文字目から 5 文字目まで及び 7 文字目から 8 文字目まで、 17 行目 25 文字目から 26 文字目まで及び 28 文字目から 29 文字目ま で、 20 行目 19 文字目から 20 文字目まで、 21 行目 8 文字目から 9 文字目まで並びに 23 行目 2 文字目から 5 文字目までの記載並びに 24 行目に記載されている回答者の氏名
10	4 行目 19 文字目から 24 文字目まで、 8 行目 10 文字目から 17 文 字目まで、 12 行目 13 文字目から 14 行目 11 文字目まで及び 17 行目 28 文字目から 18 行目 3 文字目までの記載並びに 23 行目に記載され ている回答者の氏名
11	3 行目 8 文字目から 23 文字目まで、 5 行目から 7 行目まで、 8 行目 1 5 文字目から 30 文字目まで及び 12 行目 1 文字目から 22 文字目まで の記載
12	24 行目 15 文字目、 32 行目 12 文字目及び 34 行目 1 文字目の記載
13	1 行目 2 文字目から 4 文字目まで、 23 行目 2 文字目から 11 文字目ま で、 24 行目 8 文字目から 12 文字目まで及び 25 行目 11 文字目から 15 文字目までの記載
14	8 行目 5 文字目から 6 文字目まで、 10 行目 7 文字目から 9 文字目まで、 11 行目 2 文字目から 4 文字目まで及び 31 行目 7 文字目から 22 文 字目までの記載
15	2 行目 29 文字目から 32 文字目まで及び 3 行目 28 文字目から 35 文 字目までの記載
16	21 行目に記載されている回答者の氏名
17	26 行目から 35 行目までの記載
18	1 行目から 5 行目 29 文字目まで、 6 行目 25 文字目から 7 行目 21 文 字目まで、 10 行目 36 文字目から 11 行目 12 文字目まで、 12 行目 18 文字目から 21 行目までの記載並びに 34 行目に記載されている回

	答者の氏名
19	22行目7文字目から8文字目までの記載
20	11行目1文字目から15文字目まで及び19行目10文字目から13文字目までの記載並びに34行目に記載されている回答者の氏名
21	22行目2文字目から23文字目まで及び29行目2文字目から37文字目までの記載並びに31行目に記載されている回答者の氏名
22	8行目36文字目から39文字目までの記載
23	1行目8文字目から2行目22文字目まで、11行目4文字目から8文字目まで、23行目2文字目から30行目までの記載
24	5行目2文字目から11行目までの記載並びに31行目に記載されている回答者の氏名
26	8行目7文字目から8文字目まで、9行目34文字目から35文字目まで、15行目3文字目から21行目11文字目まで、26行目1文字目から27文字目までの記載並びに38行目に記載されている回答者の氏名
28	4行目1文字目から16文字目までの記載及び19行目に記載されている回答者の氏名
29	15行目1文字目から34文字目まで、23行目12文字目から15文字目まで、25行目8文字目から9文字目まで及び28行目1文字目から2文字目までの記載
30	17行目21文字目から22文字目までの記載
31	10行目9文字目から11文字目まで、13文字目及び15文字目、11行目17文字目から18文字目まで、18行目19文字目から20文字目まで、22文字目から23文字目まで及び37文字目から38文字目まで、19行目1文字目、18文字目から19文字目まで、21文字目及び29文字目から30文字目まで、20行目6文字目から7文字目まで、25行目13文字目から15文字目まで並びに33行目25文字目から26文字目までの記載
32	23行目31文字目から32文字目まで、25行目7文字目から8文字目まで、28行目1文字目から2文字目まで、30行目1文字目から2文字目まで、32行目1文字目から2文字目まで、35行目1文字目から2文字目まで及び37行目1文字目から2文字目までの記載
34	15行目1文字目から5文字目まで、18文字目から19文字目まで、22行目6文字目から10文字目まで、18文字目から24文字目まで、23行目32文字目から28行目まで、29行目2文字目から38行目まで及び40行目28文字目から38文字目までの記載

35	1行目1文字目から8文字目までの記載及び18行目に記載されている回答者の氏名
36	17行目9文字目から25文字目まで、23行目6文字目から14文字目まで及び25行目7文字目から15文字目までの記載
38	9行目23文字目から10行目8文字目まで、11行目29文字目から35文字目まで、12行目32文字目から38文字目まで及び13行目9文字目から13文字目までの記載
39	14行目に記載されている回答者の氏名
41	17行目に記載されている回答者の氏名
42	12行目36文字目及び27行目30文字目から39文字目までの記載
43	4行目から13行目36文字目まで、15行目から18行目7文字目まで及び21行目から38行目までの記載
44	1行目から3行目までの記載及び17行目に記載されている回答者の氏名
45	21行目28文字目から29文字目まで及び26行目6文字目から29文字目までの記載
46	10行目に記載されている回答者の氏名
47	18行目1文字目から23文字目までの記載、23行目1文字目から5文字目まで及び35行目23文字目から38文字目までの記載
48	1行目1文字目から23文字目まで、3行目28文字目から35文字目まで、5行目1文字目から31文字目まで、12行目35文字目から13行目20文字目まで及び18行目14文字目から24文字目までの記載並びに20行目に記載されている回答者の氏名
49	10行目1文字目から11行目20文字目まで及び18行目1文字目から25文字目までの記載
50	4行目に記載されている回答者の氏名
51	18行目19文字目から25文字目まで及び19行目1文字目から34文字目までの記載
52	2行目7文字目から15文字目までの記載及び9行目に記載されている回答者の氏名
53	30行目2文字目から31行目13文字目まで並びに33行目9文字目から10文字目まで及び15文字目から18文字目までの記載
54	23行目31文字目から24行目16文字目まで及び24行目28文字目から25行目3文字目までの記載並びに36行目に記載されている回答者の氏名
55	27行目19文字目から20文字目まで及び29行目19文字目から2

	0文字目までの記載
56	1行目3文字目から5文字目まで、2行目22文字目から35文字目まで、10行目9文字目から10文字目まで及び15行目から20行目まで、23行目8文字目から19文字目までの記載並びに36行目に記載されている回答者の氏名
57	6行目4文字目から7文字目まで、8行目8文字目から9行目2文字目まで、9行目6文字目から8文字目まで、14行目から16行目20文字目まで、23行目から26行目まで及び35行目11文字目から12文字目までの記載
58	3行目8文字目から28文字目まで、5行目から9行目33文字目まで、13行目1文字目から30文字目まで及び14行目16文字目から15行目までの記載並びに29行目に記載されている回答者の氏名
59	26行目31文字目から27行目までの記載
60	10行目1文字目から34文字目までの記載及び29行目に記載されている回答者の氏名
61	7行目6文字目から8行目16文字目まで及び24行目1文字目から33文字目までの記載
62	6行目に記載されている回答者の氏名
63	16行目36文字目及び39文字目から40文字目まで、18行目9文字目から10文字目まで及び38文字目から39文字目まで、19行目33文字目から34文字目まで、26行目37文字目から27行目1文字目まで並びに30行目1文字目から10文字目までの記載
64	6行目に記載されている回答者の氏名
65	7行目1文字目から16文字目まで、12行目31文字目から13行目6文字目まで、17行目1文字目から16文字目まで、26行目1文字目から9文字目まで及び29行目4文字目から28文字目までの記載並びに31行目に記載されている回答者の氏名
66	3行目1文字目から5行目7文字目まで、23行目1文字目から15文字目まで及び32行目21文字目から37文字目までの記載
67	7行目、18行目17文字目から23文字目まで、22行目33文字目から38文字目まで、23行目3文字目から6文字目まで及び22文字目から27文字目まで、24行目24文字目から29文字目まで、25行目21文字目から22文字目まで並びに29行目10文字目から11文字目までの記載
68	6行目に記載されている回答者の氏名
69	25行目16文字目から29文字目まで及び31行目8文字目から9文

	字目までの記載
70	1行目から11行目まで及び14行目27文字目から39文字目までの記載並びに20行目に記載されている回答者の氏名
71	11行目12文字目から31文字目までの記載
72	7行目から29行目まで、33行目10文字目から26文字目まで及び34行目から38行目までの記載
73	1行目1文字目から36文字目まで及び3行目24文字目から35文字目までの記載並びに10行目に記載されている回答者の氏名
74	22行目20文字目から21文字目まで、23行目6文字目から7文字目まで、29行目1文字目から28文字目まで及び34行目10文字目から11文字目までの記載
75	14行目1文字目から4文字目までの記載及び29行目に記載されている回答者の氏名
76	15行目14文字目から16文字目まで、16行目2文字目から15文字目まで及び25行目から26行目までの記載
77	4行目に記載されている回答者の氏名
78	20行目33文字目から39文字目まで及び31行目から35行目までの記載
79	すべての記載
80	1行目から2行目まで、5行目から6行目28文字目まで、12行目21文字目から25文字目まで及び19行目27文字目から21行目11文字目までの記載並びに25行目に記載されている回答者の氏名
81	19行目33文字目から20行目32文字目まで、21行目36文字目から38文字目まで、22行目37文字目から23行目9文字目まで、23行目22文字目から39文字目まで、29行目9文字目から31行目11文字目まで及び33行目から34行目までの記載
82	2行目17文字目から15行目まで、18行目から20行目まで及び24行目から39行目までの記載
83	1行目から2行目まで及び7行目から14行目までの記載並びに15行目に記載されている回答者の氏名
84	2行目及び24行目から36行目までの記載
85	1行目から6行目まで、9行目、16行目、20行目から23行目まで及び31行目1文字目から14文字目までの記載並びに32行目に記載されている回答者の氏名
86	2行目、13行目から21行目まで、及び23行目1文字目から4文字目までの記載並びに27行目に記載されている回答者の氏名

87	2行目、10行目13文字目から37文字目、21行目から22行目5文字目まで及び30行目から38行目までの記載
88	1行目から5行目まで、6行目4文字目から30文字目まで、7行目3文字目から9行目まで及び10行目3文字目から38文字目まで及び13行目に記載されている回答者の氏名
89	2行目、4行目及び21行目から36行目までの記載
90	13行目に記載されている回答者の氏名
91	2行目、5行目12文字目から27文字目及び15行目から17行目までの記載並びに23行目に記載されている回答者の氏名
92	2行目、10行目から27行目及び29行目から30行目6文字目までの記載並びに35行目に記載されている回答者の氏名
93	2行目、3行目2文字目から5文字目まで及び4行目から40行目までの記載
94	1行目から4行目まで、5行目2文字目から5文字目、7文字目から21文字目まで、36文字目から38文字目まで、8行目から27行目まで、28行目11文字目から13文字目まで及び29行目から36行目までの記載並びに37行目に記載されている回答者の氏名
95	2行目、21行目14文字目から24文字目まで、28行目2文字目から32行目まで、33行目2文字目から36行目まで及び37行目2文字目から39行目までの記載
96	3行目2文字目から8行目まで、20行目4文字目から26行目まで、27行目2文字目から34文字目まで、28行目4文字目から19文字目まで、29行目2文字目から35行目まで、37行目4文字目から20文字目まで及び38行目2文字目から39行目までの記載
97	1行目から3行目まで、5行目2文字目から7文字目まで、11行目4文字目から12文字目まで、13行目から14行目まで、15行目2文字目から31文字目まで及び21行目2文字目から24行目までの記載並びに27行目に記載されている回答者の氏名
98	2行目、3行目2文字目から5文字目まで、4行目から21行目まで、22行目2文字目から5文字目まで、7文字目から21文字目まで、36文字目から38文字目まで及び25行目11文字目から13文字目までの記載並びに27行目に記載されている回答者の氏名
99	2行目、3行目2文字目から5文字目まで、4行目から23行目まで、24行目2文字目から5文字目まで、7文字目から21文字目まで、36文字目から38文字目まで及び27行目から36行目までの記載
100	1行目から2行目までの記載及び3行目に記載されている回答者の氏名

101	2行目、21行目から36行目までの記載
102	すべての記載
103	1行目から11行目まで及び15行目から20行目までの記載並びに24行目に記載されている回答者の氏名
104	2行目の記載及び25行目に記載されている回答者の氏名
105	2行目、10行目17文字目から33文字目まで及び23行目8文字目から12文字目までの記載並びに36行目に記載されている回答者の氏名
106	2行目及び28行目から30行目5文字目までの記載
107	5行目4文字目から16文字目及び7行目4文字目から8行目36文字目までの記載並びに11行目に記載されている回答者の氏名
108	2行目及び14行目10文字目から18文字目までの記載並びに15行目に記載されている回答者の氏名
109	2行目の記載並びに26行目に記載されている回答者の氏名
110	2行目、6行目2文字目から7行目11文字目まで及び20行目2文字目から23行目までの記載並びに29行目に記載されている回答者の氏名